

令和元年度地下水の水質常時監視における汚染井戸の周辺調査結果について

令和元年度の地下水の水質常時監視でクロロエチレンが新たに環境基準を超えた井戸（令和元年10月18日公表済み）について、汚染原因の究明及び汚染範囲の確認をするため、当該井戸周辺の事業場の有害物質使用状況調査と当該井戸及びその周辺井戸の水質調査を行いましたので、その結果を下記のとおりお知らせします。

記

1 調査日

令和元年11月27日

2 測定項目

クロロエチレン並びにその親物質

（1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）

3 調査結果

当該井戸及びその周辺井戸5本について水質調査を行った結果、当該井戸で環境基準を超過しました。周辺井戸では、環境基準に適合していました。

また、当該井戸所有者及び周辺の事業場において、テトラクロロエチレン等の過去も含めた使用状況について調査しましたが、汚染原因の推定には至っておりません。

所在地		①中村区平池町 (当該井戸)		②中村区 平池町	③中村区 平池町	地下水の 環境基準
当該井戸からの距離		-		北300m	北西250m	
用途		その他		一般飲用	その他	
ストレーナーの位置		60-80m		110-118m	30m未満	
調査日		8月27日	11月27日	11月27日	11月27日	
調査項目	クロロエチレン	0.0038 (1.9倍)	0.0036 (1.8倍)	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.010	0.011	<0.004	<0.004	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.03以下
	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下

※太字は環境基準を超過していることを示しています。

※（ ）内は、環境基準に対する倍率です。

所 在 地		④中村区 平池町	⑤中川区 山王一丁目	⑥中村区 名駅南二丁目	地下水の 環境基準
当該井戸からの距離		北西250m	南1000m	東750m	
用 途		その他	その他	その他	
ストレーナーの位置		642-784m	120-135m	86-94m	
調 査 日		11月27日	11月27日	11月27日	
調 査 項 目	クロロエチレン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	0.007	0.04以下
	1,1,1-トリクロロエタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
	1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
	トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	0.03以下
	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下

4 今後の対応

環境基準を超過している井戸の所有者に対しては、調査結果を連絡し、井戸水を飲用しないように指導しました。

環境基準を超えた井戸については、今後も定期的な監視を行います。

<参 考>

環境基準を超過した物質の毒性について

・クロロエチレン

毒性： 労働者を対象とした疫学調査や症例報告の多くで、塩化ビニルモノマー（クロロエチレンの別名）が肝臓の血管肉腫の発生を増加させたと報告されています。国際がん研究機関（IARC）はグループ1（人に対して発がん性があるもの）に分類しています。

出典「2012年版 化学物質ファクトシート」
下線部は名古屋市において挿入しました。